

障害児者外出支援 (障害のある方)

サービスの利用には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

●手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

▶配布場所/障害者支援課 (東庁舎1階)、支所・連絡所

▶受け取りに必要なもの/

- ①身体障害者手帳・療育手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類および印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合も、重複受け取り不可。

☎ 障害者支援課 ☎435-1060 FAX 431-2840

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▶配布場所/保健対策課 (保健所2階8番窓口) のみ

▶受け取りに必要なもの/

- ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類および印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合も、重複受け取り不可。

☎ 保健対策課 ☎488-5163

●サービスの内容 (①と②はどちらか選択)

①バスカード

利用料金	利用できる路線
無料 (月2日利用可)	和歌山バス・和歌山バス那賀 (市内運行分のみ)

②公衆浴場回数券 (月2回利用できる券)

▶利用料金/大人1回100円(12歳未満無料)

▶利用できる浴場/元気70パスの利用可能浴場(6ページ下部)のうち、★マークがついている浴場

③福祉タクシー利用券(1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方)

対象	内容	利用できるタクシー
1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方	1枚500円の利用券を24枚	市と契約している法人・個人タクシー
下肢・体幹・視覚障害1・2級の方	1枚500円の利用券を30枚	

※乗車1回につき1枚まで利用可

和歌山市
シニアハンドブック

高齢者の暮らしに役立つさまざまな情報を掲載しています。

▶配布場所/高齢者・地域福祉課、支所・連絡所等 ※市HP (ID: 1030217) から閲覧可

配布開始日 (共通) 元気70パス事業 障害児者外出支援事業

下記交付開始日以降も随時受け付けます。交付開始日は混雑が予想されます。混雑緩和にご協力をお願いいたします。

配布開始	配布場所	※サービスセンター・コミュニティセンターでは配布していません。
3/19 ㊦から	市役所 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063	※サービスセンター・コミュニティセンターでは配布していません。
	東庁舎 障害者支援課 ☎435-1060	
	保健所 保健対策課 ☎488-5163	
3/22 ㊦から	東山支所 ☎478-0004	※サービスセンター・コミュニティセンターでは配布していません。
	西山支所 ☎478-0007	
	山口支所 ☎461-1011	
	川永支所 ☎461-1004	
	雑賀支所 ☎444-0049	
	田野支所 ☎445-0356	
3/23 ㊦から	紀伊支所 ☎461-0031	※サービスセンター・コミュニティセンターでは配布していません。
	有功支所 ☎461-6279	
	直川支所 ☎461-0021	
	岡崎支所 ☎471-1783	
	三田連絡所 ☎471-1754	
	西和佐支所 ☎471-3651	
	和佐支所 ☎477-0001	
	小倉支所 ☎477-0415	
	加太支所 ☎459-0001	
	湊連絡所 ☎455-0702	
3/24 ㊦から	野崎連絡所 ☎455-1293	※サービスセンター・コミュニティセンターでは配布していません。
	松江連絡所 ☎455-0022	
	木本連絡所 ☎455-0035	
	西脇支所 ☎455-0030	
	貴志連絡所 ☎455-0009	
	楠見連絡所 ☎455-1704	
	吹上連絡所 ☎425-8775	
	砂山連絡所 ☎423-3832	
	今福連絡所 ☎436-2782	
	高松連絡所 ☎422-2874	
3/25 ㊦から	芦原連絡所 ☎422-1605	※サービスセンター・コミュニティセンターでは配布していません。
	宮前連絡所 ☎422-1671	
	雑賀支所 ☎446-2701	
	和歌浦支所 ☎444-0001	
	名草支所 ☎444-1001	
	安原支所 ☎479-0001	
3/26 ㊦から	広瀬連絡所 ☎422-2007	※サービスセンター・コミュニティセンターでは配布していません。
	新南連絡所 ☎422-1621	
	四箇郷連絡所 ☎471-2210	
	中之島連絡所 ☎422-4695	
	宮北連絡所 ☎471-2218	
	宮連絡所 ☎471-0486	
3/29 ㊦から	大新連絡所 ☎422-4534	※サービスセンター・コミュニティセンターでは配布していません。
	本町連絡所 ☎422-3028	
	城北連絡所 ☎431-2717	
	雄湊連絡所 ☎422-9533	
	吹上連絡所 ☎425-8775	
	砂山連絡所 ☎423-3832	
3/30 ㊦から	今福連絡所 ☎436-2782	※サービスセンター・コミュニティセンターでは配布していません。
	高松連絡所 ☎422-2874	
	芦原連絡所 ☎422-1605	
	宮前連絡所 ☎422-1671	
	雑賀支所 ☎446-2701	
	和歌浦支所 ☎444-0001	
	名草支所 ☎444-1001	
	安原支所 ☎479-0001	
	広瀬連絡所 ☎422-2007	
	新南連絡所 ☎422-1621	

※支所連絡所の受付時間は10時~16時

01 令和3年度 元気70パス事業・障害児者外出支援事業 バスカード・公衆浴場回数券等を配布します



●すでにバスカードを受け取っている方は手続き不要です。
(ただし、バスカード以外の券の交付、サービス変更の場合は手続きが必要)

- 令和3年度分の各券(老人優待利用券を除く)は令和3年4月1日から利用可能です。そのうち、バスカード以外の各券の利用期限は令和4年3月31日です。
- バスカード以外の各券は紛失・盗難等による再発行はできません。
- 貸与・譲渡など不正に使用した場合、返還していただくことがあります。

元気70パス (70歳以上の方)

サービスの利用には、顔写真貼付済みの老人優待利用券の提示が必要です。

●手続きについて

70歳以上の市民の方

※令和3年度中に70歳になる方は誕生月以降

▶配布場所/高齢者・地域福祉課 (東庁舎2階)、支所・連絡所 (配布開始日は7ページの一覧のとおり)

※支所・連絡所で受け取る場合は、できるだけお住まいの地区の支所・連絡所へお越しください。

▶受け取りに必要なもの/

- ①本人確認書類(老人優待利用券・健康保険証など) ②印鑑
- ③顔写真(初めて受け取る方のみ。縦4cm×横3cmで、3か月以内に撮影したもの。)

※代理人が受け取る場合、本人の①・③と代理人の①・②が必要

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

老人優待利用券の交付

市内の一部公共施設等を無料または低額で利用できます。(有効期限はありません)

- ▶対象/65歳以上の市民の方
※令和3年度中に65歳になる方は誕生月以降
- ▶申込場所/高齢者・地域福祉課、支所・連絡所
- ▶申込に必要なもの/
①本人確認書類(健康保険証など) ②印鑑
※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の①・②が必要

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063



●サービスの内容 (①と②はどちらか選択)

①バスカード

料金	利用できる場所
1乗車100円 (何回でも利用可)	和歌山バス・和歌山バス那賀 (市内運行分のみ)

②駐車場利用券

利用できる場所	内容
① 中央駐車場・北駐車場	160円分助成
② 城北公園地下駐車場	200円分助成
③ けやき大通り地下駐車場	300円分助成

※無料時間を超えた分の料金は自己負担。本人が同乗していれば利用可(何回でも利用可)。他の減免との併用不可。
(①は1時間以上、②③は30分以上の駐車に限る)

③公衆浴場回数券 (月4回利用できる券 + 年6回利用できる券)

地区	利用できる浴場	料金
芦原	★芦原共同浴場 ☎436-0717	100円
今福	★今福湯 ☎423-2341	200円
	★神明湯 ☎423-6484	
	★ユーバス ☎426-2641 ※1	
加太	★新町温泉 ☎459-1126	200円
大新	★幸福湯 ☎433-4526	200円
中之島	★紀和湯 ☎431-5938	200円
名草	●黒潮温泉 ☎448-1126	450円
	●花の湯 ☎444-1004 ※2	470円
野崎	★きらくゆ ☎480-1126 ※1	200円
本町	★山吹温泉 ☎423-3991	200円
	●ふくろうの湯 ☎423-4126 ※2	500円

地区	利用できる浴場	料金
宮北	★信節温泉 ☎471-3737	200円
宮前	★杭の瀬共同浴場 ☎473-0793	100円
	★手平温泉 ☎423-1020	200円
	★万歳湯 ☎425-4862	
和歌浦	★浜湯温泉 ☎444-7623 ★フレックス ☎447-3123 ※2	200円

★マークは障害児者外出支援事業(詳細は7ページ)でも利用可
※1 ユーバス、きらくゆは全浴場を使用する場合は別途料金が必要
※2 花の湯、ふくろうの湯、フレックスは回数券の利用できる日時に一部制限があります

固定資産税 よくある質問

Q. 私道は固定資産税の減免がある？

A. 個人名義の土地であっても、実際は公衆用道路として使用されている、または2軒以上が進入路として使用している場合は、税の減免措置が適用される場合があります（申請が必要）。なお、土地の課税には様々なケースがありますので資産税課へご相談ください。

Q. 住宅の固定資産税が急に高くなるのはなぜ？

A. 新築住宅は、固定資産税が課税され始めた年度から3～7年間、固定資産税が減額されています。急に高くなったのは減額期間が満了したからです。

減額区分	階層	住宅の種類	該当する住宅の床面積	減額される床面積
税額が3年間 2分の1になる住宅	2階建以下	制限なし	50㎡（一戸建以外の借家住宅は40㎡）以上 280㎡以下 ※併用住宅の場合は、居住部分の面積が家屋全体の2分の1以上必要。	120㎡以内のみ適用
	3階建以上	中高層耐火建築物以外		
税額が5年間 2分の1になる住宅	3階建以上	中高層耐火建築物		
	2階建以下	認定長期優良住宅		
税額が7年間 2分の1になる住宅	3階建以上	認定長期優良住宅 （中高層耐火建築物以外）		
	3階建以上	認定長期優良住宅 （中高層耐火建築物）		



Q. 住宅用地と非住宅用地は税負担が違う？

A. はい。住宅用地（住宅が建っている土地）には特例があり、住宅用地以外の土地（工場や事務所用地、貸し駐車場用地など）と比べて税負担が非常に低くなっています。住宅を壊して月極駐車場にした場合などは、住宅用地に比べると固定資産税の負担が非常に大きくなりますのでご注意ください。



Pick Up 02

令和3年度 固定資産に関する台帳の縦覧・閲覧のおしらせ

●資産税課 ▶償却資産、納税名義人・通知書に関すること ☎435-1037 ▶土地に関すること ☎435-1209
▶家屋に関すること ☎435-1210

1 「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

縦覧は、自己の所有する土地・家屋の固定資産税評価額と、他の土地・家屋の固定資産税評価額とを比較することができる制度です。

- 期間／4月1日（木）～5月31日（月） ※土日祝除く
- 場所／資産税課窓口（市役所2階5番）
- 縦覧できる事項／
【土地】所在・地番・地目・地積・価格（評価額）
【家屋】所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）
- 対象／市内に土地や家屋を所有し、固定資産税が課税されている方
- 費用／無料
- 持ち物／本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）

【縦覧の注意点】

- 土地のみ所有している方は家屋の縦覧はできません。また、家屋のみ所有している方は土地の縦覧はできません。
- 縦覧帳簿には、所有者の住所、氏名及び税額は記載していません。

2 「固定資産課税台帳」の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に記載されている自己の資産又は借りている物件内容を確認することができる制度です。

- 期間／一年を通じて閲覧することができます。
- 場所／資産税課窓口（市役所2階5番）
- 費用／1台帳につき300円
（4月1日（木）～5月31日（月）は無料）
- 対象／市内に土地や家屋などを所有している方、市内の土地や家屋を借りている方など
- 閲覧できる事項／
【土地】所在・地番・地目・地積・価格（評価額）・税額等
【家屋】所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）・税額等
- 持ち物／本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）、借家人・借家人の場合は、賃貸借契約書等

3 審査の申出・不服申立て

●固定資産課税台帳に登録された「価格（評価額）に不服」がある場合

●固定資産評価審査委員会事務局 ☎435-1148

台帳登録の公示の日以後、納税通知書を受け取った日（5月中旬予定）の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。その期間を過ぎますと審査の申出はできません。

●「価格（評価額）以外に不服」がある場合

●資産税課各担当係

納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長あてに「審査請求」することができます。

固定資産税・都市計画税の納期限

- 1期 5月31日（月）
- 2期 8月2日（月）
- 3期 11月30日（火）
- 4期 令和4年1月31日（月）

※納期限を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください

Pick Up 04

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施

●動物愛護管理センター ☎488-2032

狂犬病予防法により、すべての飼い犬に登録と毎年の予防注射が義務づけられています。登録の手続きと予防注射は、次の会場またはかかりつけの動物病院で済ませてください。費用は同じです。※詳細は市HP（ID：1015613） ●費用／6,250円（登録済の犬は3,250円）



実施日	時間	場所
4/5（月）	13:30～14:30	木本連絡所
	15:00～15:30	湊連絡所
4/6（火）	13:30～14:15	西山東支所
	14:45～15:30	岡崎支所
4/7（水）	13:30～14:30	紀伊支所
	15:00～15:30	直川支所
4/8（木）	13:30～14:00	高松連絡所
	14:30～15:30	宮前連絡所
4/9（金）	13:30～14:15	楠見連絡所
	14:45～15:30	北島公民館
4/12（月）	13:30～14:15	県立体育館
	14:45～15:30	四箇郷連絡所
4/13（火）	13:30～14:15	吹上連絡所
	14:45～15:30	新南連絡所

実施日	時間	場所
4/14（水）	13:30～14:15	加太支所
	14:45～15:45	西脇支所
4/15（木）	13:30～14:30	小倉支所
	15:00～15:45	和佐支所
4/16（金）	13:30～14:15	東山東支所
	14:45～15:45	安原支所
4/19（月）	13:30～14:15	今福連絡所
	14:45～15:30	砂山連絡所
4/20（火）	13:30～14:15	山口支所
	14:45～15:45	川永支所
4/21（水）	13:30～14:15	貴志連絡所
	14:45～15:30	島橋公民館
4/22（木）	13:30～14:15	和歌浦支所
	14:45～15:30	名草支所

実施日	時間	場所
4/23（金）	13:30～14:30	西和佐支所
	15:00～15:45	宮連絡所
4/26（月）	13:30～14:30	芦原地区会館
	15:00～15:30	本町連絡所
4/27（火）	13:30～14:00	親子釣りパーク（雑賀崎）
	14:30～15:30	松下体育館
4/28（水）	13:30～14:15	有功支所
	14:45～15:30	善明寺文化会館
	13:30～15:00	動物愛護管理センター

Pick Up 03

手続きがお済みでない場合、令和3年度も課税対象になります 廃車手続きなどの申告をお忘れなく



●申告期限
4月1日（水）

※年度末は窓口が混雑します。手続きはお早めに。

※すでに転売や下取りに出された場合でも、手続きを済ませていないと課税されます。
※すべての軽自動車税（種別割）について、年度途中で廃車されても税金の還付はありません。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人が納める税金です。廃車や譲渡、盗難などで現在所有していない場合は、期限までに必ず廃車・名義変更の申告をしてください。

●手続場所・問合先

- 1 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車
▶市民税課（市役所2階）☎435-1035
- 2 軽二輪（125cc超～250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）
▶和歌山運輸支局☎050-5540-2065（音声案内）
- 3 軽自動車（三輪・四輪）
▶軽自動車検査協会和歌山事務所☎050-3816-1846（コールセンター）

07 チャレンジ新商品

商工振興課 ☎435-1233

本市では、市内の中小企業者（法人・個人）が開発した優れた新商品を「チャレンジ新商品」として認定しています。令和2年度は5事業所6商品を認定し、「タッチ de きるんT、オールフロントT」がグランプリに選ばれました。いずれも開発者の意気込みを感じる魅力的な商品です。

二軸スクリーポンプ SQWA 型



部品同士の接触がなく、金属粉等のコンタミのないサニタリー性の高い非接触ポンプにコンベア機能を一体でつけることで、流動性のない液体の移送を可能にしたポンプです。

【事業者名】伏虎金属工業株式会社（吹屋町2-33）、☎424-8155



X-SCOOTER LOM



「ちょっとそこまで」の移動を楽しく便利で快適に！」をコンセプトに、楽しくスムーズで快適な単距離移動ができる、新しい立ち乗りタイプの電動スクーターです。

【事業者名】glafit 株式会社（出島36-1）



タッチ de きるんT、オールフロントT



発達障害児の服の悩みを解決するために作られた、1人で着脱ができるようになるTシャツと前後裏表どちらで着ても正解になるTシャツです。

【事業者名】fukufuku312（西庄117-39）、☎090-2019-5140



しょうがうめ



和歌山産の梅と生姜を使い、ほのかに漂う生姜の香りと、梅干しのすっきりした酸味がマッチした商品です。

【事業者名】生姜のカフェモコ（相坂557-5）、☎497-6444



ぶんだら巻き寿司



地産の米・うめ酢・酢をすし飯に使用。ぶんだら漬と多種の具材を歯切れの良い海苔で巻き上げ、爽やかなぶんだら漬物との絶妙なマッチングが楽しめます。

【事業者名】梅光園ワールド商会株式会社（柳丁17-2）、☎431-7107



We are 観光発信人

SNS等で市の観光情報を発信し、観光振興を手伝ってくださる方に対し「観光発信人」を委嘱しています。昨年は、次の方が観光発信人になりました。（敬称略）



山本 太陽

令和2年1月16日委嘱

市内にコスプレのスタジオを開設し、サブカルチャーイベント企画団体を立ち上げる。全国でのコスプレイベントの企画運営のほか、舞台出演やロシアでのイベントで活躍するなど、日本のコスプレの第一人者として活躍中。

人権コラム

同和問題（部落差別）のない社会を目指して

同和問題（部落差別）とは、日本の歴史的過程で作られた差別が現代においても未だに残っている問題です。自分の能力や人柄とは無関係に、就職で不利な取り扱いを受けたり、結婚を反対されたりするなど、日常生活の上でさまざまな差別を受けるという重大かつ深刻な人権問題です。また、近年ではインターネット上での差別的な情報の拡散も新たな問題となっています。

誰かの人権が傷つけられてしまう社会で暮らすということは、私たち自身の人権もいつ傷つけられるかわからないということです。「自分には関係ない。」「そっとしておけばいい。」と無関心にならず、私たち一人ひとりが同和問題（部落差別）についての理解を深め、差別を許さないという強い意志と相手に対する思いやりの気持ちを持って行動していくことが大切です。

05 各種教室に参加してみませんか 障害者いきいき事業 受講者募集

障害者支援課 ☎435-1060、FAX 431-2840

- 対象/身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 ※機能回復訓練は65歳未満の方
- 費用/各教室予定回数×100円
- 申込/3月2日(火)～16日(土)の9時～17時に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費（指定難病）受給者証を持参のうえ、ふれ愛センターまで。
- 実施場所・問合先/ふれ愛センター（木広町5-1-9、月曜休み・祝日の場合翌日）☎433-8866、FAX 433-8868

機能回復訓練(65歳未満) ●期間/5月～令和4年4月

内容	回数	日時	定員
作業療法	33回 第1～3回	10:00～12:00	6人
		13:00～16:00	9人
理学療法	33回 第1～3回	10:00～12:00	6人
		13:00～16:00	9人
言語療法	11回 第1回	13:00～16:00	6人

創作的活動・社会適応訓練・レクリエーション(各回2時間)

●期間/4月～令和4年3月

教室名	回数	日時	定員	
編物	15回	第1・3回 10:00～	18人	
聴覚障害者パソコン	15回	第2・4回 10:00～	9人	
華道	15回	第2・4回 13:30～	10人	
体操 ※各回1時間30分	15回	第2・4回 13:30～	15人	
ヨガ ※各回1時間30分	15回	第1・3回 13:30～	15人	
茶道	15回	第2・4回 10:00～	10人	
パソコン	各15回	第2・4回 10:00～13:30～	未経験者	各9人
			経験者	
絵画	15回	第1・3回 10:00～	10人	
点字	15回	第1・3回 13:30～	6人	
囲碁	15回	第2・4回 10:00～	10人	
将棋	15回	第2・4回 10:00～	9人	
着物着付け	15回	第2・4回 13:30～	10人	
書道	15回	第1・3回 10:00～	18人	
カラオケ	15回	第1・3回 13:30～	20人	
陶芸	15回	第2・4回 10:00～	10人	
手話	各15回	第2・4回 13:30～	聴覚障害者	15人
			聴覚障害者以外	10人
料理	15回	第2・4回 10:00～	10人	
視覚障害者パソコン	15回	第1・3回 10:00～	9人	

06 3月は「自殺対策強化月間」です

保健対策課 ☎488-5117

自殺対策には多くの方の理解やご協力が必要です。現在、コロナ禍による生活環境の大きな変化に伴い、心身に不調をきたす方がいます。精神的なしんどさを一人で抱え込まず、まずは身近な人や、市保健所等へご相談ください。

令和2年度「いのちをつなぐポスターコンクール」受賞作品



【市長賞】 眞如 浩志 様

作品を市役所1階市民ギャラリーに展示します。 ●期間/3月2日(火)～10日(日)



【優秀賞(一般)】 うえはら よしこ 様



【優秀賞(高校生)】 にしうら ゆかり 様



【優秀賞(中学生)】 みやお はやと 様



【優秀賞(小学生以下)】 やぎ はるき 様

「自殺対策強化月間」のおもな取組

- ▶ 地域生活情報紙を活用した自殺に関する正しい知識の啓発や相談窓口周知
- ▶ FM87.7を活用した啓発活動
 - 期間/3月1日(日)～31日(日)
- ▶ 保健所への横断幕設置
 - 期間/3月1日(日)～31日(日)
- ▶ 保健所内でのブース設置やSNS等による相談窓口周知

